

公益財団法人地域みらい財団定款

令和3年 9月28日 作成  
令和3年12月24日 公益認定  
令和4年 1月 5日 一部変更

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人地域みらい財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高知信用金庫山本終身名誉会長の経営理念「人創り・利益創り・社会還元」の精神に則り、地域社会の持続的発展のため、高知県及び高知県内の市町村並びに団体等が行う公益性が認められる事業活動を支援し、地域社会の振興発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高知県及び高知県内の市町村並びに団体等が行う地域社会の振興発展に資する経済活動等の支援事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項の事業は、高知県において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の抛出)

第5条 設立者は別紙財産目録記載の財産を、この法人の設立に際して抛出する。

#### (財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立の登記の日の前日の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の種別)

第7条 財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持、処分等)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (財産の管理)

第9条 財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、高知信用金庫に預け入れ、必要に応じて信託会社に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた後で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様

の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第18条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前項の費用の弁償を行うにあたり必要な基準は、評議員会の決議を経て定める。

## 第5章 評議員会

#### (構成)

- 第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第20条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に、いつでも開催することができる。

(招 集)

- 第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第23条 理事長は、評議員会の日7日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により、招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第24条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名が署名、押印する。

## 第6章 役員

### (役員を設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し日常業務を処理する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事及び監事には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支

払うことができる。

- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に、定期3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項に規定する場合において、必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通

知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第40条 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べ

たときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名、押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は他の一般法人法上の法人への事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功

の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非配分)

第50条 この法人は剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人の選任及び解任については、理事会の決議による。

3 事務局の組織、運営等について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、高知県において発行する高知新聞に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 附 則

1. この法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

高知県高知市はりまや町二丁目4番4号

高知信用金庫

拠出する財産 金300万円

2. この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員 井上 浩之

設立時評議員 桑名 龍吾

設立時評議員 中平 雅彦

設立時評議員 藤田 徹也

設立時理事 山崎 久留美

設立時理事 森本 章義

設立時理事 沖本 健二

設立時理事 楠瀬 耕作

設立時理事	池田 洋光
設立時理事	小宮 啓二郎
設立時監事	藤崎 壽久
設立時監事	岡田 忠明

3. この法人の設立時代表理事（設立時理事長）は、次のとおりとする。

高知県高知市春野町南ヶ丘六丁目10番地4  
山崎久留美

4. この法人の設立時常務理事は、次のとおりとする。

高知県高知市愛宕山17番地1  
森本章義

5. この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

6. この法人の最初の事業年度は、第11条の規定にかかわらずこの法人設立の日から令和3年12月末日までとする。

7. この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

8. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

#### 附 則

この定款は、公益認定によるこの法人の名称の変更の登記の日から施行する。

財産目録

財産種別	場所・物量等
定期預金	¥3,000,000円 ※高知信用金庫 定期預金